

鹿屋市スマート農業実践化支援事業のうちスマート農業機器導入支援事業 (農業用ドローン) 公募要領

1 目的

農業の生産現場では、担い手の高齢化や労働力不足が深刻化しており、農作業の省力・軽労化や新規就農への栽培技術力の承継等が重要な課題となっている。

そこで、鹿屋市では農家自身が農業用ドローンを導入し、生産性及び所得の向上の実践化を目指す取組に対し、予算の範囲内において購入費用の一部を助成し、本市における農業用ドローンの普及を図る。

2 事業の概要

(1) 事業対象作物

水稻・葉菜類・さつまいも・根菜類・果樹等の耕種作物で、農薬についてはドローンに適した農薬（農薬取締法による使用方法が「無人航空機による散布」等であるもの）等が存在するもの。

※農薬取締法による使用方法が「無人航空機による散布」等であるもの。
詳細は農林水産省ホームページ内の「ドローンで使用可能な農薬」のページをご覧ください。

(2) 採択要件

農業用ドローンを活用した取組で、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 当該取組において、次のいずれかの収益性の向上に係る成果目標を設定し、実現が見込まれること。

① 生産コストの10%以上の削減

② 労働時間の10%以上の削減

イ 鹿屋市内における取組であること。

ウ 適正な管理のもと、十分な利用が見込まれること。

(3) 補助率

補助対象経費の2分の1以内、上限は1,000,000円/件とする。

(4) 事業メニュー

農業用ドローンの購入に要する経費の一部補助

3 事業実施主体

本事業の公募に応募できる者は、鹿屋市内に居住し、かつ農業用ドローンの利用により、超省力・高品質生産を実現し、生産性及び所得の向上の実践化を目指す取組を行う次に掲げるものとする。

- (1) 農業者団体（3戸以上の市内農業者で構成され、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがある団体）
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業公社
- (4) 農事組合法人
- (5) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

4 事業実施期間

令和4年度（交付決定後、概ね令和5年2月末までに実施）

5 公募期間

令和4年6月10日～令和4年7月29日

6 事業の応募について

別紙様式1及び鹿屋市スマート農業実践化支援事業補助金交付要綱（令和2年5月1日制定）で規定する事業実施計画書を提出する。

なお、事業実施計画書「3 添付資料（2）その他市長が必要と認める書類」は次のとおりとし、別紙様式2により整理し提出すること。

- ①導入予定機器の見積の写し※1
- ②事業実施主体の規約又は定款（履歴事項全部証明書、役員名簿）の写し
- ③構成員（市内農業者及び市内法人等で年間150日以上農業に従事する鹿屋市民（従事状況を証明する書類を添付すること））名簿
- ④事業受益地一覧（農地台帳記載の構成員が耕作権を有する市内ほ場）
- ⑤ドローン操縦者及びその者が受けた認定証の写し又は受講計画
- ⑥加入予定の機体保険及び損害賠償保険
- ⑦滞納のない証明（構成員毎に各1通）※2
- ⑧成果目標に係る計画書

※1 附属品はカタログ値等を基準として実証内容や面積に応じた数量とすること。また、消費税は見積に含む。

※2 市税務課又は各総合支所住民サービス課の窓口にて手数料（200円/通）を支払い取得すること。

7 採択について

別紙の「ポイント表」に基づき、ポイント付けを行い、予算の範囲内でポイントの高い事業実施主体から順に採択します。

ポイントが同点の場合は構成員数で比較を行い、同数の場合は認定農家数、

更に同数の場合は事業受益地面積で比較を行い、より多数のものから採択します。

8 採択後の手続き及び補助金請求について

鹿屋市からの指導により補助金交付申請を行い、交付決定後に事業を実施し、完了後は速やかに実績報告を行ってください。なお、ドローンの購入は3社以上から見積を徴する等し、適正価格での導入に努めてください。

また、請求は交付確定後の実績により行うものとします。

9 事業成果の公表について

本事業により得られた成果はスマート農業の実践化促進のため活用し、公表します。

10 事業の問合せ先及び応募書類の提出先

問合せ先：鹿屋市農政課生産流通係 末吉

電話：0994-31-1117

問合せ可能時間：平日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

申請書類提出先：〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市農政課生産流通係

(別紙) スマート農業機器導入支援事業 (農業用ドローン) 「ポイント」表

- ・本事業における審査項目 (採択基準) 及びポイントは下表のとおりとする。
- ・応募団体等ごとに採点 (ポイント化) し、予算の範囲内でポイントの高い順に事業計画を採択します。なお、ポイントが同点の場合は構成員数、認定農家数、事業受益地面積の順に比較し、多数のものから採択します。

審査項目	評価の観点	ポイント配分
対象作物	主たる対象作物が 水稲・葉菜類である . . . 10 ポイント さつまいも・根菜類である . . . 8 ポイント その他作物である . . . 6 ポイント	10 ポイント
事業主体	・事業実施主体が 令和3年度までに組織された農業者団体であり、かつ構成員が全て認定農業者である。もしくは農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人である . . . 10 ポイント 令和3年度までに組織された農業者団体であり、かつ構成員に認定農業者が含まれる . . . 8 ポイント 令和4年度に組織された農業者団体であり、かつ構成員が全て認定農業者である . . . 6 ポイント 令和4年度に組織された農業者団体であり、かつ構成員に認定農業者が含まれる . . . 4 ポイント 令和3年度までに組織された農業者団体であり、かつ構成員に認定農業者が含まれない . . . 2 ポイント 令和4年度に組織された農業者団体であり、かつ構成員に認定農業者が含まれない . . . 0 ポイント	10 ポイント
合計		20 ポイント

ただし、10ポイント以下の事業実施主体は採択しない。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

鹿屋市長 様

住所
氏名 印

令和4年度鹿屋市スマート農業実践化支援事業のうちスマート農業機器導入支援事業への応募について

このことについて、鹿屋市スマート農業実践化支援事業のうちスマート農業機器導入支援事業(農業用ドローン)公募要領に基づき関係書類を添えて事業実施計画書を提出します。

(別紙様式2)

事業実施計画書の「3 添付資料 (2) その他市長が必要と認める書類」は下記のとおりです。

記

No.	添付書類の名称 (添付を確認し <input checked="" type="checkbox"/>)	添付書類の内容 (確認し <input checked="" type="checkbox"/>)
①	導入予定機器の見積の写し (別紙のとおり) <input type="checkbox"/>	附属品数量は事業内容等と合致している <input type="checkbox"/>
②	規約又は定款の写し (別紙のとおり) <input type="checkbox"/>	定款には履歴事項全部証明書、役員名簿を添付 <input type="checkbox"/>
③	構成員名簿 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/>	申告書又は決算書の当該部分の写し等を添付 <input type="checkbox"/>
④	事業受益地の一覧 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/>	農地台帳記載の構成員が耕作権を有する市内ほ場である <input type="checkbox"/>
⑤	ドローン操縦者及び認定証の写し等 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/>	受講予定 <input type="checkbox"/> (年 月頃)
⑥	機体保険及び損害賠償保険への加入 <input type="checkbox"/>	保険名称 ()
⑦	滞納のない証明 (別紙のとおり) <input type="checkbox"/>	構成員毎に各1通 <input type="checkbox"/>
⑧ ※	成果目標に係る計画 生産コストの10%以上の削減 <input type="checkbox"/> 労働時間の10%以上の削減 <input type="checkbox"/>	事業前状況 散布方法() 事業前実績() 事業後計画 散布方法(農業用ドローン) 事業後見込() 成果目標: %の削減

※ 事業前実績に係る根拠資料を添付